

居宅介護支援重要事項説明書

1 サービスの相談窓口

電話番号	0996-32-5831
担当者	原口 貴成 (はらぐち たかなり)
事業所の管理者	原口 貴成 (はらぐち たかなり)

2 事業所の概要

(1) 法人・事業所の所在地及びサービス提供地域

名称・法人種別	社会福祉法人 照島会
代表者名	理事長 和田 力
所在地・連絡先	いちき串木野市別府3570番地 TEL 0996-32-5780 FAX 0996-32-5803

事業所名	潮風園居宅介護支援事業所
所在地	いちき串木野市別府3570番地
事業者指定番号	4670500026
サービス提供地域	いちき串木野市 (地域以外でもご希望の方はご相談下さい。)

(2) 事業所の職員体制

	常勤	計	業務内容
管理者	1名 (兼務)	1名	管理、監督、苦情受付・解決、居宅介護支援業務
介護支援専門員	1名以上	1名以上	居宅介護支援業務
事務員	1名	1名	特養事務員兼務

*職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(3) サービス提供の時間帯

営業日	営業時間帯
月曜日～土曜日	8:30～17:30 土曜日については休みもあり

営業しない日	日曜日・祝祭日・12月29日～翌1月3日
--------	----------------------

*上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とし、必要に応じて対応いたします。また、法人内の特別養護老人ホーム、デイサービスセンターの職員が電話を取ることありますが、居宅介護支援契約書第13条守秘義務に基づいて、取り扱います。

(4) 法人であわせて実施しているサービス

サービスの種類	事業者名	介護保険指定番号
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 潮風園	4670500059
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム 潮風園 (短期入所生活介護)	4670500059
通所介護	潮風園デイサービスセンター	4670500075

3 事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 事業の目的

介護保険法の理念に基づくとともに高齢者が自立した生活を送れるよう、また加齢や疾病等に伴い介護が必要となった方に対して介護相談の実施、居宅サービス計画の作成等を行い、その対象者を支援することを目的とする。

(2) 運営方針

- ①被保険者が要介護状態となった場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮する。
- ②被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意志を踏まえ必要な協力を行う。また、被保険者が申請を行っているか否かを確認し、その支援も行う。
- ③被保険者の選択により、心身の状況、その置かれている環境等に応じて適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと事業所の連携を行い、総合的かつ効果的に介護計画を提供されるよう配慮する。
- ④被保険者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用されるサービスの種類や事業所の選択を基に居宅サービス計画書を作成する。また、特定の事業者に不当に偏ることのないよう公平、中立に行う。
尚、利用者及び家族は居宅サービス計画書に位置付けるサービス事業者について、複数の事業所の紹介を求め、位置づけた理由も求めることが出来る。

(3) その他

事 項	内 容
アセスメント（評価）の方法	居宅サービス計画ガイドライン
職員の研修の有無	・他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討会・研究等の実施（月1回） ・地域包括支援センター等が実施する事例検討会への参加（適宜） ・県内又は県外研修（年1回以上） ・その他研修（必要に応じて随時） * I C Tを活用した研修も含まれます

4 サービスの内容

- (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成、サービス事業者との連携調整、総合的な相談
- (2) 要介護認定の申請代行及び状態の変更に伴う区分変更の申請代行
- (3) 居宅サービス計画作成後、その内容に基づいた給付管理票の作成、鹿児島県国民健康保険団体連合会への提出
- (4) 介護サービスの提供記録の開示
- (5) 介護保険施設への紹介
利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。
- (6) 医療と介護の連携・強化
①介護支援専門員は居宅介護支援の提供の開始された、利用者に対して、入院時に担

当介護支援専門員の名前等を入院先医療機関に提供するように依頼します。

- ②介護支援専門員は訪問介護事業所等から伝達された契約者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した契約者の状況等について、介護支援専門員から主治医等に必要な情報伝達を行います。

(7) 福祉用具貸与・訪問介護の利用

居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合には、その妥当性について検討し、利用が必要な理由を当該計画に記載するとともに、必要に応じて随時その必要性が検討された上で継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載をする。訪問介護を居宅サービス計画書に位置づける場合も、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、居宅サービス計画が適正とされる利用回数での提供となることがあります。

5 居宅介護支援業務の実施

(1) 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
- ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族との面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
 - オ 感染防止や多職種連携の観点から、サービス担当者会議や事業所間の連絡、照会等については、テレビ電話などのICTを活用します。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。この場合において、介護支援専門員は作成した該当のサービス計画書を主治の医師または歯科医師に交付します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
- ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。
 - ウ 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付します。

(3) サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。ただし、テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者やご家族の同意を得て、サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ている場合には、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを行います。が、少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問します。
 - i 利用者の状態が安定していること。
 - ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
 - iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者へ介護保険施設に関する情報を提供します。

(4) 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

(5) 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

(6) 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

6 守秘義務・個人情報保護

- (1) 事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- (2) 前項にかかわらず、契約者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個

人情報を用いることができるものとします。

7 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- (3) 事業者は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

8 虐待の防止について

- (1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

②虐待の防止のための指針を整備します。

③従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

虐待の防止に関する担当者	管理者・原口 貴成
--------------	-----------

- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者、地域包括支援センター等に通報します。

- (3) 虐待通報の窓口

潮風園居宅介護支援事業所	電話番号:0996-32-5831 受付時間:8:30から17:30まで (ただし、日・祝日、12月29日から1月3日を除く) 不在時には電話等により24時間常時連絡可能
長寿介護課介護保険係	電話番号:0996-33-5673 受付時間:8:30から17:15まで (ただし、土・日・祝日、12月29日から1月3日を除く)
長寿介護課介護予防係 地域包括支援センター	電話番号:0996-33-5644 受付時間:8:30から17:15まで (ただし、土・日・祝日、12月29日から1月3日を除く)

9 特定事業所加算取得に関して

- (1) 当事業所は、常勤かつ専従の主任介護支援専門員（1名以上）を配置し、適切に対処できる体制が整備され、要件を満たした場合には特定事業所加算の適用を受けます。その為、鹿児島県の依頼により実習等の受け入れを行い、契約者の同意を得たうえで訪問等に同行させる場合もあります。
- (2) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。

10 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が支払われない場合があります。その場合、利用者は1か月につき要介護度に応じて下記の利用料を一旦支払い、事業者はサービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、保険給付分の、払戻を受けられます。

居宅介護支援費（Ⅰ）（※取扱件数45未満）	要介護1・2	10,860円
	要介護3・4・5	14,110円

上記以外に下記に該当する場合には算定します。

初回加算	3,000円
特定事業所加算（Ⅲ）	3,230円
入院時情報連携加算 入院時情報連携加算（Ⅰ）	（Ⅰ） 2,500円
入院時情報連携加算（Ⅱ） *月1回を限度とし、（Ⅰ）または（Ⅱ）のどちらかを算定します。	（Ⅱ） 2,000円
退院・退所加算 退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ 退院・退所加算（Ⅱ）イ・ロ 退院・退所加算（Ⅲ）	4,500円 ～ 9,000円
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円
通院時情報連携加算	500円

※看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

・居宅サービス等の利用に向けて利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等に必要ケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬を算定します。

① 交通費

2の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は交通費の実費が必要となります。

② キャンセル料

いつでも契約を解約する事ができ、一切費用はかかりません。

(2) その他

記録の複写費用をいただくことがあります。

1.1 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 事業者が交付するサービス利用票、居宅サービス計画書などは、利用者の介護に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管して下さい。
また、サービス提供に関する情報資料として利用者に関する主治医意見書・認定関係の資料の提供については、プライバシーの保全に最善の対応を図った上で提供することに同意して頂くようご理解ください。
- (2) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (3) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (4) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。
- (5) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
- (6) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

1.2 サービス内容に関する苦情の連絡先

当事業所相談窓口	潮風園居宅介護支援事業所 TEL 0996-32-5831 FAX 0996-32-5388 担当者 原口 貴成（管理者）
いちき串木野市役所	いちき串木野市昭和通133番地1 長寿介護課 介護保険係 0996-33-5673（直通）
鹿児島県庁（行政庁舎4階）	鹿児島県保健福祉部 高齢者生き生き推進課介護保険室 鹿児島市鴨池新町10番1号 099-286-2674（直通）
鹿児島県国民健康保険団体連合会(県市町村自治会館内)	鹿児島市鴨池新町7番4号 介護保険課 介護相談室 099-213-5122
鹿児島県社会福祉協議会 （運営適正化委員会）	鹿児島市鴨池新町1-7 099-286-2200

重要事項説明書 別紙

前期（令和5年9月1日～令和6年2月末日）

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	10%
通所介護	45%
地域密着型通所介護	15%
福祉用具貸与	52%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	①	医療法人 博悠会 訪問介護事業所 さざんか	52%
	②	NPO法人 ほっとほっと 市来ヘルパーステーション	38%
	③	社会福祉法人 九十九会 秋光園	9%
通所介護	①	社会福祉法人 照島会 潮風園デイサービスセンター	68%
	②	NPO法人 ほっとほっと 市来デイサービスセンター	14%
	③	株式会社 至誠舎 デイサービス HOME BASE	11%
地域密着型 通所介護	①	株式会社 至誠舎 デイサービス至誠舎	61%
	②	医療法人 健仁会 デイサービスすこやか	22%
	③	NPO法人ふるさと共生福祉会 デイサービス蓮華	7%
福祉用具貸与	①	株式会社 カクイックスウィング 川内店	32%
	②	有限会社 南州メディカル 川内店	31%
	③	株式会社 サポートケア	20%

重要事項説明・個人情報使用・利用契約同意書

指定居宅介護支援サービスの提供の開始にあたり、契約者に対して本書面に基づき重要事項説明、個人情報取り扱い・使用同意書・利用契約書の説明を行いました。

この契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

<事業者>

住 所 いちき串木野市別府3570番地

名 称 社会福祉法人 照島会

代表者名 理事長 和田 力

(指定番号 4670500026)

説明者 原口 貴成

<契約者>

住 所 いちき串木野市

氏 名

<契約者の代理人>

住 所

氏 名